

企業会計基準委員会（ASBJ）の活動

企業会計基準委員会

2017年9月8日

（本資料中の意見に係る部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。）

目次

<日本基準の開発>

- 我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとする取組み
 - 収益認識に関する会計基準の開発
- その他の日本基準の開発

<国際的な意見発信>

- のれんの償却
- 当期純利益/OCI

我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとする 取組み

■ 中期運営方針（2016年8月）

- 我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るためには、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要があると考えられる。

- 日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとする取組み
 - ✓ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」
⇒2017年7月20日に公開草案を公表
 - ✓ IFRS第9号「金融商品」、IFRS第13号「公正価値測定」
⇒今後、金融商品専門委員会において検討を開始する予定
 - ✓ IFRS第10号「連結財務諸表」（IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」を含む）
 - ✓ IFRS第16号「リース」

収益認識に関する会計基準の開発(1)

■ これまでの経緯

- 2015年4月：会計基準の開発に着手
- 2016年2月：IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の内容を我が国の会計基準に取り入れた場合の適用上の課題について意見を募集
- 2017年7月：公開草案を公表

■ 公開草案の開発の方針

- 国内外の企業間における財務諸表の比較可能性の観点から、IFRS第15号の定めを基本的にすべて取り入れる。
- 適用上の課題に対応するために、代替的な取扱いを追加的に定める。代替的な取扱いを追加的に定める場合、国際的な比較可能性を損なわせないものとする。
- 注記については、早期適用時においては、必要最低限の定めを置き、強制適用時までには検討する。

収益認識に関する会計基準の開発(2)

■ 適用時期（案）

➤ 強制適用

- ✓ 2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

➤ 早期適用

- ✓ 2018年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。
- ✓ 2018年12月31日に終了する連結会計年度及び事業年度の期末から適用することができる。

■ 今後のスケジュール

- 公開草案のコメント期間：2017年10月20日（金）まで
- 2018年3月までに最終基準を公表することを目標としている。

その他の日本基準の開発

- 2017年上期に、主に以下の会計基準を公表した。
 - 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2017年3月16日）
 - 実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（2017年5月2日）

- 現在、以下の会計基準を開発している。
 - 税効果会計に関する指針の日本公認会計士協会からの移管
 - 仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する指針
 - マイナス金利に関連する会計上の論点への対応
 - 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理に関する指針
 - 実務対応報告第18号の見直し
 - 一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針

- 上記のほか、今後、開示に関する適用後レビューを実施する予定である。

のれんの償却(1)

■ IASBの状況

- 「のれん及び減損」を、リサーチ・プロジェクトとしている。
- 2017年3月より審議を再開している。
- 2017年7月のボード会議の資料に以下の予定が記載されている。
 - ✓ 2017年10月 減損テストの改善（有効性の改善、簡素化）、開示の改善
 - ✓ 2017年12月 のれんの償却の再導入に関する検討
 - ✓ 2018年2月 無形資産ののれんからの区分に関する検討（簡素化）

のれんの償却(2)

■ ASBJによる意見発信

- 2016年10月：
 - ✓ リサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」を公表

- 2017年6月：
 - ✓ リサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」を公表

- 2017年7月：
 - ✓ ASAF（会計基準アドバイザリー・フォーラム）会議において以下を報告、議論
 - 上記リサーチ・ペーパー第3号
 - アジェンダ・ペーパー『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』
 - のれんの償却の選択適用に関する提案

当期純利益/OCI

■ IASBによる概念フレームワークの見直し

- 2017年2月企業会計審議会会計部会において報告した内容から変化なく、公開草案と大きく変わらず最終化の見込みである。
- 直近の暫定決定の抜粋は次のとおりである。
 - ✓ 純損益計算書を当期の企業の財務業績に関する情報の主要な源泉として記述するが、当該計算書の目的を示すことはしない。
 - ✓ 収益及び費用は純損益計算書に含めるべきであるという原則を示す。ただし、当期の純損益計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現が、資産又は負債の現在価額の変動をその他の包括利益（OCI）に含めることによって高められる場合を除く。
 - ✓ 原則として、OCIに含めた収益及び費用は、リサイクリングによって当該期間の純損益計算書の情報の目的適合性又は忠実な表現が高まる場合にリサイクリングすべきであると記載する。
 - ✓ OCIに含めた収益及び費用がリサイクリングされない場合があることを記載する。例えば、当該期間の純損益計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現を高めるためにリサイクリングを行うべき期間又はリサイクリングすべき金額を識別するための明確な基礎がない場合である。

■ 基本財務諸表プロジェクトにおける議論

■ フランス会計基準設定主体との協働

(参考) 国際会議への参加

■ 2017年に参加した国際会議

- 1月18日、19日：米国財務会計基準審議会（FASB）との定期協議（東京）
- 2月6日：イタリアの会計基準設定主体（OIC）との会合（東京）
- 2月27日：フランス国家会計基準局（ANC）との会合（東京）
- 3月2日、3日：会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議（台北）
- 3月6日、7日：ASAF会議（ロンドン）
- 5月17日、18日：欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）との定期協議（東京）
- 5月25日：IFRS財団トラスティー会議（東京）
- 5月24日、25日：アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）メンバーとの会議（東京）
- 6月1日、2日：多国間ネットワーク会議（ロンドン）
- 7月6日、7日：ASAF会議（ロンドン）
- 7月24日、25日：FASBとの定期協議（ノーウォーク）

